

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成12年7月から13年9月までの期間については20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の上記訂正後の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年7月から13年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月10日から13年10月31日まで
② 平成13年10月31日から同年11月1日まで

私が、A社に勤めていた申立期間の標準報酬月額記録が会社からもらっていた給与額より少なく記録されている。また、平成13年10月の保険料を控除されているのに被保険者期間とされていないのは納得できないので、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書により、平成12年7月から13年9月までは、26万円の標準報酬月額に相当する厚生年金

保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額
は、平成 12 年 7 月から 13 年 9 月までは、20 万円と記録されていたところ、
当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 13 年 10 月 31 日）の 2
日前の 13 年 10 月 29 日付けで、12 年 7 月に遡って申立人の標準報酬月額は、
19 万円に引き下げられている上、申立人を含む当該事業所に勤務していた被
保険者 16 人中 15 人の標準報酬月額が遡及して引き下げられていたことが確
認できる。

さらに、申立人は、当該事業所において B 業務に従事していたとしており、
商業登記簿に申立人の氏名は見当たらないことから、標準報酬月額の訂正に
関与する立場には無かったことが推認できる。

加えて、申立期間当時は「A 社の経営状況が悪化しており、給与の遅配が
あった。」と申立人は、申述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理
を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められ
ないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険
事務所に当初届け出た標準報酬月額 20 万円に訂正することが必要と認められ
る。

- 2 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険
の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を
改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事
業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれ
ぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報
酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 7 月から 13 年 9 月までの期間に
係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書により、26
万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の
履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認
できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないとは判断せ
ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届
出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料
及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、給与支給明細書及び同僚の証言により、申立人は、

A社で継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

また、A社は、オンライン記録によると、平成13年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人及び同僚の証言から同社が適用事業所ではなくなった日以降も業務を行っていたことが判断できる上、法人登記簿で当該事業所の解散日が、21年11月30日と記載されており、当該事業所が適用事業所ではなくなった日（13年10月31日）に16名の被保険者資格の喪失処理をしていることから、同社が適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった旨の届を提出したと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。